

令和 7 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 6 月 23 日制定

一般財団法人大阪住宅センター建築物省エネ法判定業務約款

(責 務)

- 第 1 条 提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人大阪住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（建築物エネルギー消費性能確保計画書及び軽微変更該当証明申請書（以下「計画書等」という。）並びに引受承諾書等を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大阪住宅センター建築物省エネ法判定業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に計画書等を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付した、その日（以下「引受日」という。）をもって、締結がなされたものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに、公正、中立の立場で厳正かつ適正に行うとともに、甲に適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知しなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第 3 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象となる住宅等（以下「対象住宅等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が業務に関する不備又は不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正、追加説明又は是正その他の必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第 2 条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

引受日から 14 日以内（期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌日）

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

引受日から 14 日以内（期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌日）

(3) 軽微変更該当証明書の交付業務

引受日から 14 日以内（期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌日）

2 乙は、前項第 1 号及び第 2 号にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、甲に適合判定通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。

（支払期日）

第 3 条 甲の支払う手数料の支払期日は、第 2 条の各号に掲げる業務（以下「判定業務等」という。）の引受日から 5 日を経過する日を原則とする。ただし、支払期日が土曜日、日曜日及び祝日及び年末年始の期間の場合はその翌日とする。

2 前項の支払期日に手数料の支払いができない特段の理由がある場合は、甲乙協議の上、甲乙合意できた場合は、当該支払期日を別の日に変更することができる。

3 甲が、第 1 項に掲げる手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は当該判定業務等を中断又は中止する。この場合において、乙が当該判定業務を中断又は中止することによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

（手数料の支払方法）

第 4 条 甲は、第 1 条第 5 項により定められた額の手数料を前条に規定する支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込により乙に支払う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の支払方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

（判定審査中の計画変更）

第 5 条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象住宅等の計画を変更する場合、当初の計画の提出を取り下げ、改めて乙に提出しなければならない。

2 前項の計画の取り下げがなされた場合は、次条第 2 項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

第 6 条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、第 2 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込がない場合。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は業務を中止し、提出書類を甲に返却する。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、当該手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第 2 項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。甲が手数料を未だ支払っていないときは、乙は当該手数料の支払いを甲に請求することができる。
- 6 第 2 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第 7 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第 1 条第 5 項に定める手数料を第 3 条に定める支払期日までに支払わない場合。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されない場合。
- 2 前項の契約解除の場合、甲が手数料を既に支払っているときは、乙は、当該手数料を甲に返還しない。また、甲が手数料を未だ支払っていないときは、当該手数料の支払いを甲に請求することができる。なお、この場合、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第 8 条 乙は、甲の提出書類等に虚偽の記載があることその他の事由により、判定業務等を適切に行うことができなかった場合は、当該判定業務等の結果について、甲又は

第三者に対し責任を負わないものとする。

2 乙は次の各号に掲げる事項について保証するものでない。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る住宅等が、建築基準法及び関係規定に適合すること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る住宅等に瑕疵がないこと。

(申請書等の様式)

第9条 申請の様式は、施行規則、告示によるほか乙が別に定める様式に準ずるものとする。

(電子申請)

第10条 甲が、乙の電子情報処理組織（以下「大阪住宅センターweb システム」という。）により、計画書等を提出した場合、乙は、適合判定通知書等の交付を大阪住宅センターweb システムの使用により行うものとする。この場合において、当該適合判定通知書等の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、甲が当該適合判定通知書等を受領したものとみなす。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 公的な機関から開示を求められた場合
- (2) すでに公知の情報である場合
- (3) 個人のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理を行う場合
- (4) 秘密情報でない旨を書面または口頭で確認した場合

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた

不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。

- 3 甲又は乙は、相手方が前2項の何れかに違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求すること。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第14条 甲乙間の一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上